

# 児童手当制度が拡充されました

平成19年4月1日より急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子及び第2子について倍額となり、出生順位にかかわらず一律月額1万円となりました。3歳以上の児童については、現行どおりです。今回の改正では、現在支給（認定）されている人は、特に手続きを行う必要はありません。

児童手当は、小学校6年生までの児童を養育し、所得が一定未満の人に支給され、外国人の人も要件を満たせば受けられます。現在、所得制限により手当を受給していない場合や、対象となる児童がいても申請をしていなかった場合は、新規に申請をしてください。また、公務員の人は勤務先へ申請してください。問い合わせ ことま家庭課（内線164・166）

## 児童手当の金額

- 3歳未満 一律 月額1万円
- 3歳以上 第1子、第2子 月額5千円
- 第3子以降 月額1万円

## 申請の仕方

ことま家庭課に申請書類を提出してください。（自己申告制）児童手当の支給は、申請した月の翌月分から受け取ることができます。

## 支給の時期

児童手当は毎年3回、2月、6

## 所得制限について

平成18年分の所得から法定控除（8万円）等を行った後の金額が表1の限度額未満であることが必要です。詳しくは、ことま家庭課へお問い合わせください。

所得とは、給与収入の場合は給与所得控除後の金額をいい、事業所得の場合は総収入から必要経費を控除した金額をいいます。

## 特例給付について

児童手当に該当しない場合でも厚生年金等に加入していることを条件に、児童手当と同等の手当を

支給する制度です。ただし、児童手当の場合と同様、表2の特例給付の所得限度額未満であることが必要です。

表1 自営業などのかた（国民年金加入者等）

児童手当 扶養親族等の人数	所得限度額（万円）
0人	460.0
1人	498.0
2人	536.0
3人	574.0
4人	612.0
5人	650.0

表2 サラリーマンなどのかた（厚生年金等加入者）

特例給付 扶養親族等の人数	所得限度額（万円）
0人	532.0
1人	570.0
2人	608.0
3人	646.0
4人	684.0
5人	722.0

前年度以前に所得制限により非該当となった人については、その後の所得額、扶養人数の変動などにより該当となる場合がありますので、5月に新たな認定請求を行うか、ことま家庭課へお問い合わせください。

## 児童手当を受けている人

6月末までに児童手当現況届を

## 届け出について

提出してください。この届を提出することによって6月分から1年間の手当が決定します。提出しないと6月分以降の手当の支給が受けられません。6月に入って現況届の用紙を郵送しますので、必ず提出してください。

特例給付の受給者の人で、厚生年金等の加入資格がなくなると、手当の受給資格もなくなります。会社などを辞めたときは必ずことま家庭課に届け出てください。再び就職したときは改めて認定請求してください。

## 該当にならなかった人

前年度以前に所得制限により非該当となった人については、その後の所得額、扶養人数の変動などにより該当となる場合がありますので、5月に新たな認定請求を行うか、ことま家庭課へお問い合わせください。

# 三芳町では、平成19年4月1日から「こども医療費支給事業」を始めました

～小学1年生から小学6年生まで～

## 対象

小学校就学から小学校修了前までの子ども（小学校1年～6年）満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで

## 登録申請

小学校新2年生から新6年生の子どもがいる保護者  
ただし、新1年生で3月まで乳幼児医療登録申請をされていない方は手続きをお願いします。  
今年の3月まで乳幼児医療を受けていた新1年生は登録手続きは不要です。

- ・申請に必要なもの
- ・保険証（子どもの名前が記載されたもの）
- ・預金通帳（受給資格者の名義・郵便貯金は不可）
- ・申請窓口

## 医療費負担の内容

保険診療の自己負担分から、高額療養費及び社会保険における附加給付金を差し引いた金額を助成します。

保険診療外（差額ベッド代、文書料、容器代、健診代、入院時食事代など）については個人負担となります。

## 申請方法

診療費を一時立て替えた後、次の事項が確認できる領収書で請求してください。（受給者証の発行はありません）

- ・受給者名
- ・診療年月日
- ・入院、外来の別及び日数

## 家庭児童相談

18歳未満の子どもを取りまく家庭の問題や子育ての悩みを専門の相談員・家庭児童相談員が受け一緒に解決の方法を考えていきます。

子どもも本人、家族、地域の方などからの相談にも応じます。1人で悩まないで、まずご相談ください。

例  
しつけや性格・行動が心配  
幼稚園、学校に行きたくない  
言葉や発音が心配  
非行について  
家庭で子どもを育てられない  
保護者から不当に扱われている  
（虐待の相談、通告）  
相談について

## その他

（医療費の申請の時効は、診療月の翌月から5年後です。）

受験資格が喪失した場合、（転出、死亡、生活保護の適用、ひとり親医療費、重度医療費受給資格の登録等）資格内容に変更が生じた場合（住所、保険証の内容等）は、届け出てください。

## 問い合わせ

ことま家庭課  
（内線 164・166）

ことま家庭課  
受付時間  
月曜日～金曜日、午前9時～午後5時（祝日を除く）  
☎25810055  
（直通ダイヤル）